

鎮西特殊合議訴訟機関

川添, 昭二

<https://doi.org/10.15017/2236701>

出版情報 : 史淵. 110, pp.225-249, 1973-02-28. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

鎮西特殊合議訴訟機関

川 添 昭 二

一、弘安七年令

弘安七年（一二八四）五月廿日、鎌倉幕府は、

(a) 一 寺社領如旧被沙汰付、被專神事仏事、被止新造社、可被加古寺社修理事

の条を始めとする全三十八か条の制規を定めた。^① 内容は、まさに「政道興行条々ともいべきもの」^②であり、「弘安の改革といつてもよいほど広範な内容にわたる諸法令」^③であった。このなかに鎮西関係が二か条ある。

(b) ① 一 九国社領止甲乙人売買、如旧可致沙汰事、

② 一 鎮西九国名主、可被成御下文事、

幕府はこの制規を具体的に実施すべく、新編追加にみられる次のような計画を立てた。^④

(c) 条々弘安七 六 廿五

一 鎮西為宗神領事

① 甲乙人等称沽却質券之地、猥管領之由、有其聞、尋明子細、如旧為被返付、所差遣明石民部大夫行宗・長田左衛

門尉教経・兵庫助三郎政行也、大友兵庫頭頼泰法師、^(安達)越前守盛宗・大宰少貳経資法師可為合奉行、或帶康元前後下

知、或雖経知行年序、為沽却質券地之条、無異儀者、可沙汰付之、

つまり、鎮西の地に「一種の合議裁定の機関」(佐藤・二八八頁)を設けようとしたのである。この内容は「新編追加」

に収める次の史料によってさらに明らかとなる。⁵⁾

(d) 一 名主職事 条々

- ① 父祖其身勤仕御家人役之条、帶守護人之状等者、可安堵、但於凡下之輩者、不及沙汰、
- ② 次不知行過廿箇年者、同前、
- ③ 次康元以後下知状事、不過廿箇年者、不可依彼状、可安堵、
- ④ 次縱雖成給安堵御下文、領家地頭得分以下所務、守先例、不可違乱、
- ⑤ 次公文田所以下所職相伝仁事、相同名主篇
- ⑥ 次関東六波羅有沙汰事、被取調訴陳之状者、不及尋問、為未断事者、可糺明之、
- ⑦ 次地頭職關所地、同名主職事、可尋問子細守護人、

条々、急速為有御沙汰、以九州所領相分三方也、於博多可尋沙汰、^(大友)頼泰法師、^(明石)行宗、肥前、筑前、薩摩、^(安達)盛宗、^(長田)教

経、豊後、豊前、日向、^(武藏)経資法師、政行、肥後、筑後、大隅、各守此旨可奉行、云社領云名主、無別子細者、或直

返付之、或安堵其身、先可書与下知之状、御下文者、追加有御計也、

次在国之仁者、直可尋問、在京之輩者、差日数、可相触正員之由、可召仰彼代官、若過期日者、可計沙汰、

次御家人者、直可尋沙汰、散在之輩者、仰守護人可加催促、

此事書、昨日御寄合、令誦申候畢、無相違之由、御沙汰候、仍進之候、恐々謹言、

(弘安七年)
九月十日

尚時 判

明石民部大夫殿
^(行家)

すなわち、東使三人を派遣し、鎮西の守護(乃至守護代)三人を合奉行としてこれに組み合わせ、三班からなる合議機関を作り、鎮西各三國つつを管轄させることにしたのである。その合議機関設置の場所は博多とした。⁶⁾ 右の、東使・守護

(乃至守護代) およびその管轄國の配合關係を佐藤進一氏にならって表示すると次のようになる(二八八頁)。

	東	使	合	奉	行	管	轄	國	名
(一)	明石民部大夫行宗	大友頼泰	筑前・肥前・薩摩						
(二)	長田左衛門尉教経	安達盛宗	豊前・豊後・日向						
(三)	兵庫助三郎政行	武藤経資	筑後・肥後・大隅						

この合議裁定の機関は、佐藤進一氏の推定のように、おそらくはさきの廿八か条の制規が出されたころ立案計画されたと思われる。しかしこの間、政情の変化があつて、東使は直ちに派遣されてはいない。四月四日、時宗が死去したあと嫡男の貞時が十四才で家を継ぎ、七月、父のあとをついで執権となつたが、その前月の六月、六波羅南方北条時国が幕府に召され、ついで常陸に流され、十月、同地で誅されている。その理由は「將軍執権次第」によると、「依日来應行也」とある。また同年八月ごろ、越後守時盛の子息時光と満実法師の「陰謀」が露頭して「種々拷訊」の後、佐渡國に配流されるなどの政変があつた。ちなみに、右の時光は時盛の子であり、さきの時国は時盛の孫である(時盛―時員―時国)。北条氏の中の時盛系統の勢力が、弘安の役直後に淘汰されている。このような政変とともに、さらには、東使や合奉行にする守護の人選、同機関の執務内容の検討などに手間をとつたとみえ、実際に東使派遣の運びとなつたのは、「新編追加」所収の次の史料にみられるように、同年十一月ごろのことである。

(e) 一 鎮西為宗社領并名主職事

為尋沙汰、所被差遣御使者也、子細被載事書畢、明石民部大夫行宗相共糺明之、且加下知、且可注進之状、依仰執

達如件、

弘安七年十一月廿五日

(貞時) 左馬権頭 判
(業時) 陸奥守 判

(残西通同之(頼泰))
大友兵庫入道殿

これは筑前・肥前・薩摩を管轄する明石行宗と大友頼泰に関するものである。「残西通同之」とあるから、他の二組についても同様な関東御教書が出されたことと思われる。

この合議裁定機関について、最初にまとまった考察を加えたのは石井良助氏の「鎌倉時代の裁判管轄」〔法学協会雑誌〕五七卷一〇号五一―五四頁、昭和一四年一〇月、であるが、この機関の名称については触れていない。さらに佐藤進一氏は関係史料を博搜してくわしい考察を加え、これに「特殊合議訴訟機関」と命名された。もとより、当時の史料には、この機関についての名称は見出し得ない。筆者は鎮西の地における特殊合議訴訟機関だという内容を考慮して、佐藤氏の命名されたものの上に鎮西を冠して、かりに「鎮西特殊合議訴訟機関」と命名しておきたい。

以上の四つの史料によって、この合議訴訟機関の実体は、ほぼ明らかにしうる。以下、その実体について考察を加えたい。

まず、その設置場所・同機関の構成員・史料の差出者などについて考え、続いて、関係史料が示す同機関の機能・権限―歴史的 성격について考えてみたい。まず、この機関が博多におかれた理由とその意義について述べてみる。その理由については、およそ次の二つが考えられる。一つは、博多が那津の古代以来、大陸との交渉の門戸で、大宰府の外港としての機能を果たしてきたこと。今一つは、蒙古襲来を機として博多が異国防禦ないし異国征伐計画の拠点となったこと、そのために、九国の武士たちは博多湾沿岸の地域を国別に分担して石築地を築造し、定期的に警固役を勤任せねばならなかった。異国警固番役の実体はまさに博多警固番役であったといつてよい。異国警固を軸にして、その勤仕を十全ならし

めるための措置が講ぜられるとするならば、その勤仕の場こそ、必要な措置を執行する機関を置くのに、もっともふさわしいことは、論をまつまでもない。蒙古襲来を機として、鎮西の政治の中心は、従来の大宰府から、はつきり博多に移行したのであり、特殊合議訴訟機関の設置は、そのことを指標的に示す事実である。これ以後、鎮西談議所も鎮西探題も引続いて博多に置かれた。

次に、この機関の要員、すなわち東使と合奉行にどのようなものか任命されたのかを述べてみよう。まず、明石民部大夫行宗についてはすでに佐藤進一氏の指摘がある(二八九頁・三〇二頁)。すなわち『高野山文書』一宝簡集一一二号・正応五年(一二九二)正月十五日備後太田庄文書申出目録の裏書に

右此文書者、為大田庄桑原方関東沙汰令申出畢、而正応三年六月三日、和泉阿闍梨淵信御山退出、同七月廿五日出京、同八月七日関東下着、於二番引付、(北条公時)頭人尾張入道殿、為明石民部大夫行宗奉行、被経御沙汰、(以下略)とみえ、近衛家本追加に

一 直被聞食被棄置輩訴訟事、永仁(二九四)二二評

奉行豊後権守倫景(本奇)
明石民部大夫行宗

不可有御沙汰之由、先日雖被定法、永止後訴者、各含愁鬱歎、企越訴事非制限、

とみえる。佐藤氏のあげられていない史料としては、平川文書五号年月日欠平河道照申状(註)がある。同申状には永仁年中の二番引付奉行として明石民部大夫行運の名をあげ、非勤の下知を成したとして訴え元亨元年五月の行運の返答云々と述べている。行運は明石行宗の法名であり、引付として元亨年間まで活躍していたことが知られる。明石行宗は鎮西特殊合議訴訟機関の奉行人を経たあと、史料的にみて、正応—元亨年間にわたって、関東(二番)引付奉行としての要職にあり活動していたことが知られる。

『吾妻鏡』寛元三年(一二四五)十月六日条以後弘長元年(一二六一)三月廿日条にわたって関東引付奉行(五番—一

番一五番)として明石左近將監兼綱がみえる。明石行宗と親子ないし同族の關係にでもあるのであろうか。兼綱は入来院家文書一六三号建長四年(一二五二)六月卅日関東裁許状にも奉行人としてみえる。正和の神領興行法施行のとき、鎮西に三人の関東奉行人が下されるが、そのなかの明石長門介盛行は、おそらく行宗の子か、その同族と思われる。鎮西の政務に関与させられていることも、鎌倉幕府の鎮西統治を考える際、見落してならない事実であらう。

長田左衛門尉教経についても他に史料を見出し得ないが、『吾妻鏡』宝治二年(一二四八)七月十日条に、教経らの勘申にもついで雑務沙汰のあったことを伝えており、年次の近いこと、実名の同じこと、幕府職員であることなどから、あるいはこの教経は長田教経ではないかと思われる。もしそうだとするならば、長田教経は、雑務沙汰を管轄し雑人奉行を指揮する問注所職員の経歴をもつものである。長田教経の事蹟を示す史料として次の平川文書五号(元亨二年)平河道照申状がある。

次建久・建保凶田帳、承久・曆仁目錄雖有地頭所見、文永相論之時不進覽云々、是又彼凶田帳等地頭所見、御沙汰御及汰了、而披帳等者非私状、依被置国衛可被召之由、就申之、当越訴之刻、長田左衛門尉奉行之時、仰鎮西被召正校案畢、仍長田左衛門尉跡見在之上者、被召渡彼状等、欲蒙御成敗、三是

この箇所的年次は「当越訴之刻」が手掛りとなる。これは弘安六年(一二八三)七月三日の関東下知状が平河良貞・同師時の越訴を裁したもので、おそらくこの年次を目安にしてよいと考えられる。この申状から長田教経が鎮西訴訟を管掌していたことが知られる。因みに『吾妻鏡』には関東の二番引付として、建長三年(一二五一)六月五日から弘長元年(一二六一)三月二十日の間に長田広雅の名がみえる。教経―広雅は長田氏として同族であらうか。兵庫助三郎政行については、他に傍証史料もなく、くわしいことはわからない。ただ、同人と關係のある人物とみられる越前兵庫助政宗があり、『吾妻鏡』寛元三年(一二四五)十二月廿五日条に問注奉行人とみえるのを初見とし、以下、建長年間に二番引付としてみえ、康元元年(一二五六)正月十六日、二番引付・右筆の在任中五十四才で没している。政府あるいはこの政宗

の後ではなかったかと想定される（佐藤・二八九頁）。

以上のことから、東使三人がいずれも関東引付衆の家に出自するものであり、東使解任の後には、明石行宗のように関東引付衆としての活動の明証を残すものもおり、他の二人も同様な地位・職掌に従ったと思われる。佐藤氏のように、「下級職員」であったとはいいい切れない。

次に合奉行について簡単にふれておきたい。武藤経資は資能の子、大宰府の執行、大宰少式。文永十二年（一二七五）初頭には資能から三前二島の守護職を相伝していた。一時肥後守護となっている。蒙古合戦期からその戦後処理にかけて大友頼泰とならびもっとも代表的な守護であった。正応四年（一二九一）六月以後間もなく没したようである。法名は浄惠¹⁶。大友頼泰は大友氏三代目の家督である。親秀の嫡子、仁治三年（一二四二）二月には豊後国守護としての初見があり、一時筑後守護でもあった。官途は式部大夫―出羽権守―兵庫頭を経ている。正安二年（一三〇〇）九月十七日に没したと伝える。法名は道忍。

安達盛宗は泰盛の子。蒙古合戦期には泰盛は肥後守護で、盛宗はその代官として肥後に下向し、同国御家人の統轄にあっていた。宮崎八幡宮神宝記裏文書建治二年三月十一日の持連請文によればこのときすでに肥後守護代であり、城次郎と称せられていた。武藤景資とともに蒙古合戦の一方の軍事指揮者でもあり、その活動の一斑は『竹崎季長絵詞』にもみられる¹⁷。盛宗の父泰盛は外様御家人の代表で、とくに蒙古合戦期には最高戦略指導者であり、かつ御恩奉行として戦後処理のもっとも重要な任務についていた。その子盛宗の政治的地位の重みはいうまでもなく、通例の守護代をもって律することはできない。後で述べるように、弘安八年（一二八五）十一月の岩門合戦で武藤景資とともに挙兵、敗死し、そのことを大きな理由として鎮西特殊合議訴訟機関は廃絶する。

ここで、鎮西の三守護（守護代）が合奉行であること、つまり東使が本奉行であることは注意しておかねばならない。一般的には本奉行は主任奉行として訴訟の審理を掌るものであり、合奉行は訴訟手続に非違のないよう、これを監査する

ことを職掌とし、常置の職である。この一般的な規定がそのままの場合にあてはまるかどうかは分らないが、一応の目安にはなる。

d 史料の差出者「尚時」については、明確に知れる史料がない。時の字がつくから北条氏かとも思われるが、北条氏関係の系図類には尚時の名を見出しえない。『中世法制史料集』の編者は、明石行宗に対して「仍進之候」と書き止めている点からみて、尚時がそれ程地位身分の高い者でないことを指摘し、かつ弘長三年（一二六三）の訴訟記録に「弘長三年四月八日御内談、同五月（中略）裁許（中略）奉行入尚持」（齊民要術裏文書、第九卷）とあるのが、文字も似ており、地位の上からもほぼ比定しうるのではないかと思われる、としている¹⁸。筆者としては、別の考説はなく、この意見に従っておきたい。なお尚時については右以外では、近衛家本追加一一一の建治元年（一二七五）十月以前と推定されている諸人越訴事に「自五番引付、以尚持・光行等、被申入子細之処」とみえている¹⁹。つまり五番引付奉行である。

ところでこの事書が「寄合」で決定していることは注意しておいてよい。おそらく時宗の死（四月四日没）の直後をうけた得宗貞時臨席の寄合で決定されたものであろう。ただ得宗貞時は幼少であるから、得宗被官の上首平頼綱や時宗の舅で御家人勢力の代表者ともいえるべき安達泰盛らの領導による「寄合」であったと思われる。

以下関係史料の本文を検討し、同機関の歴史的 성격について考察してみる。

(b)―①の「九国社領止申乙人売買、如旧可致沙汰事」は(c)の「鎮西為宗神領事」に具体化され、(b)―②の「鎮西九国名主、可被成御下文事」は(d)の「一名主職事条々」の「事書」に具体化されており、(e)の「鎮西為宗社領并名主職事」の「事書」は、右の(c)と(d)をさすことは明らかである。(d)のなかに「云社領云名主」とあるのは、(c)・(d)の事書を、いっそう簡略化した表現である。弘安九年の鎮西談議所が「一 鎮西神領并名主等の所領の事」について「日来の如く相違無く各領掌すべし」（新編追加二五八）という幕命を任務の骨子としており、弘安七年の鎮西特殊合議訴訟機関の任務内容を継承している点、注意しておかねばならない。

まず(c)の本文について検討を加えてみる。(c)条文の趣旨は、鎮西の主要な神社領を、甲乙人等が沽却質券の地だと称してみだりに管領するのを禁止し、知行が年序を経ていともとの神社に返付すべきである、ということであった。要するに、鎮西の主要神社領には年紀法を適用しないという規定である。神社領に年紀法を適用しない事例は、すでに『吾妻鏡』嘉禎元年(一二三五)十二月十一日条の宇佐宮の場合にみられる。この、神領に年紀法を適用しないという規定が、鎮西のみならず全国的に一般化されるのは、石井良助氏の考証によると、弘安八年二月廿八日以後、同年九月十八日以前の間であるという。他にさきがけ、鎮西の地において、宇佐宮のみならず他の主要な神社にこれが適用されたのは、いうまでもなく蒙古襲来を機に、異国降伏の宗教的機能を異国防御の直接地として他地域以上に期待し、これに対する一種の報賽として施行されたのである。しかし武家法における年紀法は所領関係訴訟の整理上良好であるとの判断から『御成敗式目』に成文化されたのであるから、神社領(ないし仏寺領)に年紀法を適用しないということにしたのは、武家法のたてまえからいえば整齊をそこなうものであり、将来の紛議の種となるものであった。

(c)に「或帯康元前後下知」とあり、(d)―③に「次康元以後下知状事」とあるのは、佐藤氏の指摘のように、直接には「御成敗式目追加」にいう、

一 自寛元々年至康元々年御成敗事文永八八十評

右、於自今以後者、准三代將軍井二位家御成敗、不及改沙汰矣

をさしており、いわゆる不易法が康元以前の²²下知状について自動的に適用されることをいうのであろう。

寛元元年(一二四三)から康元元年(一二五六)までの十三年間の執権は北条経時―時頼であり、時頼の執権期間は寛元四年(一二四六)三月から康元元年十一月までで、本条の適用が主として時頼の執権期間をさすことは明らかである。ちなみに康元元年以後弘安七年までの成敗が不易法化するの(第四回)正応三年(一二九〇)九月廿九日である。²³

そこで(c)の②「或帯康元前後下知、或雖經知行年序、為沽却質券地之条、無異儀者、可沙汰之」の意味を確定しておかね

ばならぬ。まず第一に問題になるのは、この箇所と同じく(c)の①「甲乙人等、称沽却質券之地、猥管領之由、有其聞、尋明子細、如旧為被返付」との関係である。つまり、同じく沽却質券地に関する条文であるが、規定されている内容の異同如何の問題である。結論的にいえば、①は鎮西の主要神領における甲乙人の沽却質券地の管領を止めて、神社に返付させたものであり、②は不易法と年紀法の適用をうけるものでも沽却質券地であることが明白であれば、神社に返付せよ、と規定したものである。適用対象を身分でいえば、①が甲乙人であるのに対し、②は御家人である。鎮西の主要な神領の沽却質券地については、甲乙人でも御家人でも返付すべきであると命じたものである。かさねていえば、この規定は、神社に対する沽却質券地の回復を令したものである。いうまでもなく、蒙古合戦に際しての鎮西各社の異国降伏の祈禱に対する報賽である。

次に(d)の「一 名主職事 条々」について、各条にわたり検討を加えてみよう。

(d)①は、文意としての疑問は、まず無い。当該の鎮西御家人で、自ら御家人役を勤め、それに対する守護人の証明書などをもっておれば、名主職は安堵する、ただし御家人以外の凡下の輩については問題としない、という意味である。

(d)②「次不知行過廿箇年者、同前〔不及沙汰〕」という点について考察しておこう。端的にいつて、不知行二十か年を過ぎれば、名主職安堵の沙汰には及ばない、という意である。本文の規定が取得時効を示すものか、消滅時効を示すものであるかなどは論の分かれるところであろうが、実態として、当知行者を本主からまもる効果をたもらすことはいうまでもない。この規定は、年紀の制を定めた『御成敗式目』第八条の、

一 雖帶御下文、不令知行、経年序所領事、右、当知行之後、過二十箇年者、任右大将家之例、不論理非、不能改替、而申知行之由、掠給御下文輩、雖帶彼状、不能叙用矣、

を迫うものである。ちなみに、同条の「当知行」の文字が「不知行」の改ざんであるということについて、事書と内容との不整合、『御成敗式目』制定後十一年を経た香取文書寛元元年(一二四三)九月廿五日関東下知状所引の右当該条文

が不知行とあること、御成敗式目の最古の写本である菅孝次郎氏藏本（鎌倉末、室町初）以下「当知行」となっているけれども、右下知状を信憑すべきであって魯魚の誤りと見られること、等々の理由をかかげる石井良助氏の意見がある。同氏はまた、不知行年紀は早くから当知行年紀―知行継続二十年による取得時効―と同視され、当知行二十年の思想が流布するにつれ、『御成敗式目』の不知行がいつの間にか当知行に書き改められたであろう、と説いておられる。²⁴

(d)―③の「次康元以後下知状事、不過廿箇年者、不可依彼状、可安堵」の意味について考えよう。康元以後という方が康元以前を前提としていることはもちろんである。康元以前といえ、(c)とも関連し、前述の文永八年（一二七一）八月十日の、寛元元年―康元元年の成敗を不易法化することを指している。この条文の意味は、弘安七年の段階で不易法化されていない成敗（下知状）については、当知行二十か年を過ぎていなければ名主職は安堵されない、ということであろう。(d)―④の文意については、さほど疑問の余地はない。名主職安堵の下文を得ても、領家地頭得分以下の所務は先例のとおりにせよ、ということである。

(d)―⑤の「公文・田所以下所職」というのは庄園の庄官職のことである。東寺領播磨国矢野庄では公文・田所・惣追捕使を三職といっている。公文は庄園の文筆・算数のことを掌り、役料として公文給を給され、職掌にふさわしい文料が給されている例が建久九年（一一九八）九月の高野山領備後太田庄で見られる。「沙汰未練書」は「地頭領家進止職」としている。²⁵

鈴木国広氏は論文「惣地頭職」成立の歴史的前提―平安末期、国衙支配機構の変質過程―（『日本史研究』一一四号、昭和四五年九月）で、平安時代における在地有力者の考察をおこない、九―十一世紀中頃は一応「書生」の時代、十一世紀中頃―十二世紀は反対に「公文」の登場の極めて顕著な段階として、書生から公文への変化をあとづけ、その職掌を明らかにしておられる。田所は検注・収納などに際して中央から派遣される代官に相副うてこれをたすけ、また年貢の散用状・送文などに判形を加えるなどの職掌をつかさどる。(d)―⑥の文意は、関東・六波羅でとり扱っている訴訟については、鎮西特殊合議訴訟機関で調査する必要はない、未断の事については糺明せよ、というのである。

(d) ⑦も、贅言するまでもないが、地頭職、名主職の闕所地については、その子細を守護人に尋問せよ、というのである。闕所地の処分権は、いうまでもなく幕府が一元的に掌握していた。闕所地に対する御家人の要求はきわめて強く、蒙古合戦直後のこの時点では、その要求は一段と激しかったろう。この時代は、闕所地出現の機会は稀であったから、その要求の激しさに比較してその実現の度合は相対的に低かった。幕府は守護を通じて、その要求の根拠が明らかで至当であると判定すれば、一定程度、その要求を認めた。幕府は、鎮西の場合、守護を通じてその調査をおこなうよう鎮西特殊合議訴訟機関に命じたのである。

この規定は、鎮西守護の闕所地処分手続きに関する史料として貴重である。前述のように、闕所地処分権は幕府が一元的に掌握しており、守護の闕所地押領は厳禁されていた。鎮西の場合、闕所地処分手続きに守護を関与させたことについて、どのように考えたらよいのであろうか。つまりこの規定を、鎮西守護が本来的に有していた特殊権限の成文化だと解するか、あるいは、この規定を定めることによってはじめに闕所地処分手続きに守護を関与させることにしたと解するか、ということである。蒙古襲来にそなえ、その前後の過程でとられた幕府の鎮西守護に対する異国防御のための権限強化の施策を考えると、この規定もまたその一環であったと判断せざるをえない。この規定は蒙古合戦の戦功認定作業の進行と無関係ではあるまい。鎮西守護が本来的に有していた特殊権限の追認・成文化というより、異国防御の措置の一環として鎮西守護に認めた権限であったと解される。弘安三年（一二八〇）十二月八日、幕府が、守護と御家人が「所務の相論」「検断の沙汰」について不和であることを戒め、防戦の忠を存すべきことを令達させているのを想起すべきである。

鎮西の守護は、こうして認められた権限をさらに拡充強化して闕所地処分権そのものの獲得を実現する。それがいつであったか、時期を画することは容易でないが、すでに南北朝初期には、武藤・大友等の最有力守護に闕所地処分権がみられる。すでに指摘されているように、²⁷⁾小鹿島文書年月日欠（後欠）橘薩摩公康陳状に

次罪科跡、惣地頭知行由事虚誕也、奉閣守護御方、争公義可令知行罪科人跡哉、随而依押領之処公義（後欠）

とあるのは、本条に適合する直接関係史料である。鎮西守護の闕所地処分手続上の介入を如実に示すものであり、鎮西守護の闕所地処分権掌握への深まりをうかがい知ることができる。闕所地給与の実権者は、幕府から守護へと移行する。ともあれ、本条の規定が、幕府の闕所地処分の一元的掌握のための手続を示すものであることは明らかである。同機関は幕府と守護との中間にあつて幕府の闕所地処分権掌握のための機関としての役割を期待されたのである。

注

- (1) 佐藤進一・池内義實編『中世法制史料集』第一巻鎌倉幕府法二五〇—二五二頁。昭和三〇年一月若波書店。符号、数字は行論の便宜上、筆者が付したものの。
- (2) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二八七頁。歎傍書房、昭和一八年四月。以下、本書の引用は頻繁なので、引用の際は、本書の頁数を本文中に記す。
- (3) 網野善彦『鎌倉末期の諸矛盾』(『講座日本史』3四〇頁、昭和四五年七月、東京大学出版会。)
- (4) 『中世法制史料集』第一巻二五七頁。
- (5) 右同書二六二—二六三頁。
- (6) 坂口忠智氏所蔵文書弘安八年(一二八五)十二月十八日千葉宗胤書状によると、大隅国御家人佐多定親は、安達盛宗の騒ぎがあつたとき、丁度訴訟のために博多にいた。同機関の設置場所が博多であることを示す一事例である。
- (7) 『群書類従』第三輯二八〇頁、その他「北条九代記」、「尊単分脈」等。
- (8) 「北条九代記」下(『統群書類従』第二九輯上四三〇頁)。
- (9) 『中世法制史料集』第一巻二六六頁。
- (10) 石井良助『鎌倉時代の裁判管轄』(『法学協会雑誌』五七卷一〇号)に、すでに指摘されている。
- (11) 『中世法制史料集』第一巻三九三頁。
- (12) 『熊本県史料』中世篇第三の推定のように、本申状は元亨二年(一二三二)のものであろう。
- (13) 「永仁三年記」閏二月十二日条には、「明石民部二郎盛行三番」とあり、また別に、明石彦次郎の名もみえる。

- (14) 難人奉行については佐藤進一氏前掲書三八頁以下に詳しい。
- (15) 『熊本県史料』中世篇第三。
- (16) 川添昭二「鎌倉時代の筑前守護」(『日本歴史』二七四号、昭和四六年三月)。
- (17) 絵二二・秋田城次郎首実検の図。
- (18) 『中世法制史料集』第一卷三九八頁。
- (19) 右同書二四二頁。佐藤氏前掲書一八九頁。
- (20) 佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」(竹内理三編『日本封建制成立の研究』一三三頁、昭和三〇年二月、吉川弘文館)。
- (21) 『中世法制史料集』第一卷二三〇頁。
- (22) 幕府の出した不易法としては、全四回中、第三回目になっている(佐藤氏『訴訟』一八〇頁)。しかし実際には康元元年(一二五六)以前の全判決を不易とするものである。
- (23) 『中世法制史料集』第一卷二八三頁。
- (24) 石井良助『日本不動産占有論』一〇四—一〇七頁。昭和二七年五月、創文社。
- (25) 石井氏の説に対しては『中世法制史料集』第一卷三七九頁、岩波日本思想大系『中世政治社会思想』上—四三一頁参照。
- (26) 河出書房『日本歴史大辞典』公文給の条参照。
- (27) 大友文書弘安三年十二月八日大友頼泰宛関東御教書案。
- (28) 笠松宏至「中世關所地給与に関する一考察」(石母田正・佐藤進一編『中世の法と國家』四四二頁、昭和三五三年三月、東京大学出版会)。

二、近衛家本追加・条々

この機関の設置期間中、この機関の任務を含め、幕府の鎮西統治に関する施策を示す「条々」が「近衛家本追加」に収まっており、幕府の政策・実施の過程においてこの機関の性格をみようとするものには、まさに好個の史料である。次にその全文を引用する。¹⁾

(1) 一 可被崇敬仏神事

九州為宗寺社、破壞以下所、遂檢見、且可令注進損色之由、所被仰使者也、但於遠所者、使者檢見為難治者、可計沙汰、

(2) 一 香椎社造管事

筑前国怡土庄為料所可造管之由、被定下年紀之処、于今不終功云々、云未作之分限、云当社之所出、可尋注進、

(3) 一 肥前国河上社事

如高木伯耆彦六家定代申状者、当国段米被寄付之処、或奉行人借用、或領主米借間、(未進力)有名無実云々、仍云借用云未進、慥徵納之、急速可令造之、

(4) 一 城墀事

(於力)次岩門并宰府構城墀之条、為九州官軍、可得其構云々、早為領主等之沙汰、可致其構云々、

(5) 一 寄役所致自由合戰事

縱雖拔群之忠、不可被行其實、所詮隨大將命可令進退由、嚴密可被相触九州守護并御家人以下輩也、

(6) 一 兵糧米事

先々下行無其実歟、殊加談議可令注進、

(7) 一 警固結番事

為諸人煩費基之由、有其聞、仍同前、

(8) 一 兵船事

海上合戰、更不可有其利歟、同前、

(9) 一 大隅日向兩國役所今津後浜事

鎮西特殊合議訴訟機關 (川添)

先度雖除之、為要海云々、如元警固、(可脱カ)

(10) 引付記録当日可令書事

(11) 沽却地事

於不載国名字於証文之地者、糺返本錢、可令進退地主也、

まず、この「条々」が出された年次、各項目の意味および関連事実について述べ、次に、この「条々」を内容的に部類分けをして誰にあてて出したものであるかを考察し、その論証を通じて、この機関の歴史的な性格を述べることとする。

右の条々が、この機関の設置期間に出されたものであるという論証は、『中世法制史料集』第一巻の補註57で、すでになされている。すなわち、右「条々」の第一条が弘安七年(一二八四)十一月二十五日の「鎮西為宗社領并名主職」と関連し、第十一条が、右同条および、(弘安七年)九月十日の「名主職事条々」の実施に関する規定と考えられること、第四から第九に至る諸条が異国警固に関する規定であることなどの諸点によって、弘安七年十一月幕府が明石行宗ほか二名の奉行を鎮西に派遣して鎮西社領興行の事および名主職の事を執行させた当時と推定し、第四条「城郷事」は弘安八年十一月の岩門合戦以前のものと考えられることから、弘安七年十一月—同八年十一月の間と推定されているのである。²⁾

第四条の解釈については、岩門合戦後、岩門と宰府の城郷を整備するよう領主等に命じさせたと解されないこともないが第一条および第十一条の解釈については右同書の見解のとおりだと考えられ、必然的にこの「条々」がこの機関の設置期間中のものと推断されるから、第四条についての右のような解釈もおのずから否定され、右同書の推論に従うべきである。

次に各項目の意味および関連事実について述べておく。

(1)の社寺興行は朝廷・幕府の政道興行の第一に掲げられるものであり、朝廷では代々の公家新制の冒頭に掲げ幕府では『御成敗式目』第一条弘長元年(一二六一)の関東新制冒頭などに掲げられている。社寺興行の法的表現が類型的で、いわば超歴史的だからといって文飾として片付けてはならぬことがある。それは、神祇・仏法のイデオロギーに武士・農民

のイデオロギーを収束する役割を果たしていることである。本条はとくに蒙古再襲の危機感のなかでの指示であるところに特殊性をもつ。

(2)の香椎宮の造営関係史料は、文治元年(一一八五)六月廿日、筑前香椎社前大宮司公友が、造替遷宮の儀を抑留したため、源頼朝がこれを追却したという『吾妻鏡』の記事以後しばらく見当たらず、建治二年(一二七六)十一月廿七日、大宰府に香椎宮造立の官符が下されている(石清水文書)。本規定は、この官符に直接対応するものであろう。大友文書永仁七年(一二九九)五月廿二日鎮西下知状によれば、香椎大宮司側からすると「当庄者怡土志摩、為造管料所、致社家所務之間、名主等中訴訟出来之時、令取沙汰之条、先例也」といわれ、大宮司氏盛は同庄重松名内の田地を押領したと同名々主から訴えられ、氏盛の押領は止むべしとの鎮西探題の裁決が出されている。

(3)の高木氏は肥前国随一の豪族である。藤原姓高木氏がたしかな史料にみえるのは寿永二年(一一八三)からである。肥前国衙の所在地に隣接する佐嘉郡深溝北郷甘南備を本拠とし、千員名をはじめ郡内各地に多くの所領をもっていた。鎌倉初期、大宰大監・肥前国押領使の明証がみえる。このことは公的に武力機構を駆使しうる立場にあったことを示しており、それは高木氏の在地領主制拡充の楨杵となった。

源平争乱期には平氏方と与同する在地勢力に対抗して源氏方にくみし(龍造寺文書参照)、鎌倉幕府の出現とともに、従前からの所領所職を頼朝から安堵され御家人となった。肥前国衙に占める地位および神崎庄々官であることを利して肥前一宮河上社座主職を競望し、高木家直は河上社大宮司になっている。鎌倉時代を通じてその活動は知られ、とくに史料的には、使節としての事蹟が知られる。南北朝時代に入ると高木伯耆三郎、高木肥前入道高明、高木伊賀守などの活動が若干知られるが、以後ほとんど史料にあらわれない。南北朝期を境いに、高木氏はその宗家ではなく、一族の龍造寺氏が肥前国で勢力をたくわえ、戦国期では同氏以外の高木氏の行動はほとんど知られない。その一族は肥前国のみならず、筑後国に多く繁延し、草野氏をはじめ吉田・北野氏などの存在が知られる。

高木氏の系譜を正しく複原することは、現存の史料では無理である。伯耆彦六家定を高木氏の系譜上に位置付けることも困難である。家の字を称しているから高木氏の宗家に位するものようである。高木氏で伯耆氏を名乗るものについては、河上宮古文書写一三号元徳四年(一三三二) 正月日河上社雜掌邦重陳状写があり、家直の先祖伯耆守家朝(法名迎西) および家直の父伯耆六郎経貞の存在が知られる。また同一号正平九年(一三五四) 六月日座主増成河上社神役対捍免田島等注文写には伯耆左衛門尉(董名米龍丸のち又龍丸) がみえる。南北朝期に入って、高城寺文書五八号建武三年(一三三六) 十二月十一日大友正全請文に伯耆三郎、深掘家文書二三〇号曆応三年(一三四〇) 十二月十四日一色道猷書下に伯耆太郎がみえる。本条にみえる家定の関係史料としては多久文書正安二年(一三〇〇) 八月廿五日藤原(高木) 家定請文以外、管見に入らない。

肥前国御家人於保四郎入道代宗秀申、字佐遷宮隨兵役之事、任被仰下候旨、可明申由、相触面々候之処、於高木少納言阿闍梨、於保右衛門太郎・平野三郎入道・笠寺三郎入道跡者請文如此候、至北村惠性房者、当敵方候之間、不相触候、富田五郎入道跡者、依不令存知在所候、不令催促候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正安二年八月廿五日

藤原家定 請文
(花押)

この史料も宇佐遷宮隨兵役に関する使節としての事蹟を示すものである。この条は、前述のような高木氏の存在形態から分かるように、高木氏が国衙にかかわって、肥前国一宮河上社の造営のための段米寄付を完遂させようとしていたものである。

(3) に関して、肥前守護北条時定(為時)は、弘安七年十二月五日、肥前河上社に対する俗人の濫妨を止めて異域異賊の降伏法を修すべきことを河上山衆徒に令し、翌八年九月三日、河上宮御塔執行良縁の訴えに応じて、坊舎を修造し仏事を興行すべきことを河上山衆徒ならびに領主に令している。

(4) の岩門は福岡県筑紫郡那珂川町に属し、那珂川上流に位置する。大宰府から早良・糸島に抜ける山道の口として、あ

るいは肥前神崎庄（佐賀県神崎郡）と博多を結ぶ最短コースにもあたる重要な場所である。かつて平氏の鎮西における重要な支柱であった大宰権少貳原田種直の根拠地の一つであった。神崎庄は平氏の対宋貿易の基地の一つであり、岩門に拠点をおく原田種直の存在と関連させて、平氏の北九州における支配の様態を理解すべきであろう。原田種直の故地は武藤氏が領有するが、別稿「岩門合戦再論^⑩」で述べているように、この時点では武藤景資の軍事的拠点であったと考えられる。軍事施設岩門の拡充強化は直接には景資を通じておこなわれたことと推察される。大宰府は蒙古襲来の折、元軍の九州における最後の攻撃目標であったといわれる。弘安の役後、元再襲の危機感にあふれていたこの時点で、幕府が九州の領主たちに命じ、岩門と大宰府の軍事施設を整備させようとしたのは当然の措置であった。

(5)の武士たちが異国警固役分担の場所で勝手なくさをする事については、防備維持のたてまえからすれば、厳にとりしまらねばならぬものであった。

(6)については防備維持（警固番役勤務遂行）上、兵糧米は必備のものであるが、その実無きか、といっており、防備の実情がうかがわれる。出光佐三氏所蔵宗像文書正和三年（一三二四）九月廿三日の関東御教書によると、嘉元二年（一三三〇）から応長元年（一三二一）に至る八カ年の兵糧旧米のうち千石を宗像社の造管費にあてており、高良山座主坊文書嘉暦三年（一三二八）三月廿日中原某奉書によると、七百石以上の関東御寄進兵糧米のあったことが知られ、ともに、この箇条の規定と関連させて理解してよい事実であろう。

(7)の警固番役の勤務については、直接勤務に従う武士はもちろんのこと、その勤務遂行をささえる農民に至るまで、重い負担になっていたのである。薩藩旧記雑録前編卷七台明寺文書正応四年（一二九一）十一月日台明寺田注文書はそのことを如実に語っている。同注文書によれば、警固用途使が百姓から苛責なく警固用途を責め取り、しかもその受取証を出さないというような、警固用途を媒介にした苛烈な収奪の実態が知られる。異国警固番役をささえる底辺の事情を示すものである。警固結番は、まさにこの意味で「諸人煩費の基い」であった。ただし、それであるから警固番役をただちに撤

廃しようと幕府が考えていたわけではないことは、(4)―(9)の条々が、むしろ防備強化の規定であることから了解できる。

(8)については、蒙古軍の船団との海上合戦にともなう反省が反映している。今後の来襲に備えての軍略を練れ、との指令である。この種の史料は管見に入らず、はなはだ貴重である。(9)の大隅・日向両国の今津後浜警固番役が先度除かれたということ傍証する史料は見当たらない。今津が海岸防備上重要な地域であるから、もとのように両国に警備させる、という意であろう。(10)は訴の繫属手続過程に関する項目であろう。

以上、各項目の意味および関連事実を述べたが、この「条々」を全体的に整理してみると、三つの部類にわけられる。

(2)・(3)は(1)の具体的な施策とみられるから、(1)―(3)は一つのグループで仏神事の崇敬・興行に関する条項である。(4)―(9)は、すでに指摘されているように、異国警固に関する規定であり、この「条々」の中では第一番目のグループをなしている。(10)・(11)は、この機関が裁定をおこなうのにそなえての規定で、第一のグループに関する前掲の質券拮却地に対する施策の実施事務を内包し、第三番目のグループをなしている。

「条々」の第一と第三のグループが、この機関の任務に直接かわる規定であることはいうまでもないが、第二のグループはどうであろうか。(1)に「所被仰使者也」とあるから、この「条々」が直接東使あてに下されたものでないことは明らかである。―もちろん、この「条々」が何らかの形で東使の服務規定となることはいうまでもないが―。(5)に「厳密可被相触九州守護并御家人以下輩也」とあって、九州守護各員に直接あてたものでもない。ところが(6)に「殊加談議可令注進」とあり、おそらく、この「条々」の直接のあてさを念頭において書かれたものと思われる。「談議を加え」とあるから、あてさが単数でないことはもちろんである。以上の考察をふまえて、あてさが誰であるかを考えると、(4)―(9)がその手掛りになる。この条々は、前述のように、異国警固にかかわる条項である。異国警固の統轄的任務にあたっていたのは鎮西の最有力守護家の武藤・大友両氏である。

以上のように考えを進めると、鎌倉幕府初期以来、鎮西守護のなかで鎮西統治に特殊な権限を有し、かつ、異国警

固の統轄的任務に従っており、今、東使と組んで鎮西特殊合議訴訟機関の主要構成員となつてゐる武藤経資・大友頼泰が、この「条々」の直接のあてさきになつてゐるのではないかと推察される。安達盛宗を加えてよいのかも知れない。このように解釈すれば、(1)・(5)・(6)は整合的に理解できるし、ひいては「条々」全体の理解も容易になる。

この機関は、いうまでもなく東使を本奉行とし、鎮西の守護（守護代）を合奉行として構成された。その構成員である武藤・大友両氏は、鎮西における異国警固の統轄的任務を果たしており、両氏がこの機関の合奉行になつたためその任務をやめたという証跡はない。少なくとも、両氏は、同機関の合奉行になつてからも、もとの任務をそのままに継続したことは疑いない。同機関設置の究極の目的が異国警固の完行を期することにあつたことを再確認すれば、該任務の継続は当然のことである。だから、武藤・大友両氏が同機関の合奉行になつたということは、同機関設置の直接任務としてかけられてゐる、仏神事の興行・九国名主職安堵の任務に、武藤・大友両氏が帯びる異国警固の統轄的任務を、必然的に随伴することとなつた。この機関が異国警固に関する任務を正式に機構化したかどうかは不明としても――。この「条々」は以上のことを如実に表現するものである。

近衛家本追加・条々の示す鎮西特殊合議訴訟機関の歴史的 성격は、ほぼ以上のとおりである。では、この機関の実際の活動はどうであつたろうか。また、同機関の設置期間中、鎮西に関する幕府の重要な施策がおこなわれているとすれば、それとこの機関とはどのようなかわりをもつていたのであろうか。

鎮西特殊合議訴訟機関は一年有余で廃絶してゐるので、課せられた任務を十分に果たす時間もなく、かつ、その任務内容も限定されていた。従つてその活動を示す史料もほとんど残つてゐない。いまわずかに三例が管見に入るにすぎない。

(1) 弘安八年（一二八五）七月三日、幕府は、筑前国朝町村地頭虎王丸代心阿と宗像社大宮司長氏代良円との所務条々に関する相論を裁許してゐるが（宗像辰美氏所蔵文書・同年月日関東下知状）、この訴訟の訴陳状・具書・問注申詞は大友頼泰忍の注進にかかるともなつた。頼泰は鎮西特殊合議訴訟機関では明石行宗とともに肥前・筑前・薩摩を管轄して

いるから、頼泰のこの注進は、同機関の奉行人としての活動にかかわるものであろう。

(2) 次にこの機関の活動を明示する史料として、比志島文書弘安八年十月廿五日静信申状案がある。本申状は大隅大炊助入道が税所篤秀のために満家院郡司職ならびに郡山以下の村々を押妨されたことを訴えたものである。

大隅大炊助入道代沙弥静信謹言上

欲早賜御書下、奉付薩摩国守護所、被召出故右大将家建久九年二月廿一日御下文、賜御注進、令言上関東子細事

副進 一通御下文案文

右、如御下文之状者、日向・大隅当国内南郷・宮里・満家院所々七ヶ所之名字、雖為各別、彼名田等、引載于状、宛賜豊後守忠久、所令拝領也、子息忠時令相伝彼領之後、件郡郷内於満家院者、大炊助入道帯親父忠時之讓状、知行無相違之処、為税所篤秀当院郡司職并郡山以下村々掠申之、所押妨也、然者早被召出於右大将家建久九年御下文、賜御注進、為令言上関東、恐々言上如件、

弘安八年十月廿五日

佐藤氏が説かれているように、「この申状の提出先、即ち薩摩守護所に命を下して（賜御書下）、所要の文書を提出せしめ、その内容を関東に報告し得る様な機関」は、まさにこの鎮西特殊合議訴訟機関である（二九一頁）。なお、本申状は佐藤氏のいわれるように、この機関が弘安八年十月ごろまで存続していたことを示す史料である。

(3) 平川文書元亨二年（一三三二）の平河道照申状にみえる副進文書に

一通 観蓮陳状、本名良氏、於宰符
弘安八年番之

とある。宰府で弘安八年に番ったものだというが、当時博多をしばしば宰府と同視している史料的表现のあることを考えると、この訴陳は博多の鎮西特殊合議訴訟機関でなされたものと思われる。

同機関の設置期間中、幕府は田文の注進を諸国に命じている。鎮西註に関しては弘安八年（一二八五）二月二十日、田文

の注進が命ぜられている。薩摩国の場合、次のような関東御教書が薩藩旧記雑録前編卷六・権執印文書に収まっている。薩摩国田文事、前々雖令注進不子細敷、神社仏寺国衙庄園関東御領等、且注分地頭御家人、且又触明領主之交名、来十月中可令注進之状、依仰執達如件、

弘安八年二月廿日

(北条貞時)
左馬権頭在御判

(北条兼時)
陸奥守 同

嶋津下野前司跡
(忠宗)

薩摩国田文事、如去年弘安八年二月廿日関東御教書者、前々雖令注進、不委細云々、神社仏寺国衙庄園関東御領等并領知之分、任被仰下之旨、且云次第相伝之由緒、且云地頭御家人領主之交名、注分分明、余田分限無偏頗、載起請文詞、来廿八日可令注申給之状如件、

弘安九年正月廿一日

大前道調在御判

藤原久氏 同

社司收納使弁濟使御中

また、坂口忠智所藏文書弘安八年十月日建部定親所領注文書の末尾に「任去二月廿日関東御教書并千葉(宗胤)太郎殿御施行旨、注進言上如件」とあり、薩摩国と同様に大隅国にも田文の注進が命ぜられていたことが知られる。弘安八年十月十六日、豊後国凶田帳が注進されたことは贅言を要しない。(なお、鎮西以外では弘安八年十二月、但馬国大田文が作成されている)。以上、鎮西特殊合議訴訟機関は、その設置期間中に、幕政の主要なできごとの一つである田文・凶田帳の作成・注進に何等関与していないことを、ここでは指摘したつもりである。

弘安八年十一月の岩門合戦によってこの機関の構成員の一人安達盛宗を欠き、同機関は事実上その機能を止めたのであ

るが、翌九年七月、鎮西談議所が設置されるまでの間は、鎮西特殊合議訴訟機関のような役割は誰も果たさなかつたのであろうか。すでに東使の帰東と、安達盛宗の欠落は明らかである。この間のことを推測させる史料として石志文書弘安八年十一月廿五日関東御教書・同九年二月九日武藤経資施行状案がある。これは、肥前国松浦庄領家職を「地頭等知行の分領に付いておのおの地頭に沙汰し付くべし」という幕命によって武藤経資が同庄石志村田畠・在家を石志四郎に知行せしめたものである。時の肥前守護は北条時定(為時)であり、武藤経資ではないから、経資の受命・施行は肥前守護としてのそれではない。右の受命の内容は、松浦庄の庄務権を最勝光院から地頭等の手に渡したもので、実態としては地頭請所としたものである。すでに早く指摘されているように、異国警固上の必要からなされた措置である。右の二つの理由から、鎮西特殊合議訴訟機関が廃止されてから鎮西談議所が設置されるまでの間は、かつてのように武藤経資が鎮西全般に及ぶ何等かの指揮権を与えられていたものと考えられる。おそらく武藤経資とともに、大友頼泰も一緒であつたらう。

注

- (1) 『中世法制史料集』第一巻二六九—二七一頁。
- (2) 右同書四〇〇頁。
- (3) 河上神社文書二二号文応元年(一二六〇年)十月日河上宮免田寄進年紀次第注文(『佐賀県史料集成』第一巻六一頁)
- (4) 高城寺文書一号文治二年(一一八六)八月四日源頼朝下文案(『佐賀県史料集成』第二巻一九九頁)
- (5) 実相院文書建久四年(一一九三)十月十五日高木宗家契状、大友文書建久六年八月廿五日鎮西守護所大番役結審次第。
- (6) 河上神社文書一四三号文保元年(一一三二)十二月廿五日鎮西下知状によれば、高木家能が御家人役としての使節を勤めている。
- (7) 河上宮古文書写一三三号元徳四年(一一三三)正月日河上社雜掌家邦重陳状写(『佐賀県史料集成』第二巻)
- (8) 高木氏については、森本正憲「肥前高木氏について」(『九州史学』四九号、昭和四十七年九月)に詳しい。
- (9) 河上神社文書二一号弘安七年十二月五日北条為時書下。
- (10) 川添昭二「岩門合戦再論」(森克己先生古稀記念論文集に掲載の予定)
- (11) 佐藤氏の考説に従うならば、この機関から出された文書は、当時「書下」といわれていたことになる。

(12) 『紀伊統風土記』第三輯所収藥王院藏永仁七年(一二九九)正月廿七日關東下知状案(『中世法制史料集』第二卷參考資料補遺七)に「弘安年中、被召諸国田文之時」とある。

(13) 相田二郎『蒙古襲来の研究』一七八頁。昭和三十三年二月、吉川弘文館。